

津野町制施行20周年記念及び新本庁舎落成記念式典運営業務
プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、津野町制施行20周年記念及び新本庁舎落成記念式典運営業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる受託候補者をプロポーザル方式により特定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

（１） 業務名

津野町制施行20周年記念及び新本庁舎落成記念式典運営業務

（２） 業務内容

別添「津野町制施行20周年記念及び新本庁舎落成記念式典運営業務委託仕様書」のとおり

（３） 業務期間

契約締結日の翌日から令和7年10月31日（金）まで

（４） 提案限度価格

8,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 実施方式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たす者であること。

（１） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

（２） 次のいずれにも該当しない者であること。ただし、②から④については、その手続開始の決定後、入札参加資格の再審査を受けた者については、この限りでない。

① 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条の規定に基づく破産の申立てを行った者

② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立てを行った者

③ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者

④ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者

（３） 公告の日から開札の日までの期間に、津野町建設工事指名停止措置要綱又は高知県

建設工事指名停止措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

- (4) 過去10年間に於いて、受託する業務内容と同種・類似のイベント企画運営業務の履行実績を有すること。

5 担当部署

〒785-0201 高知県高岡郡津野町永野225-1

津野町役場 総務課

電話：0889-55-2311

FAX：0889-55-2022

E-mail：nyusatsu@town.kochi-tsuno.lg.jp

6 実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施する。

1. 公募型プロポーザル実施の公告	令和7年6月30日（月）
2. 実施要領等に関する質疑受付	令和7年7月14日（月）17時 まで
3. 実施要領等に関する質疑回答	令和7年7月16日（水）
4. 参加申込書の提出期限	令和7年7月15日（火）17時まで
5. 参加資格の審査結果の通知（発送）	令和7年7月17日（木） 予定
6. 提案書等の提出期限	令和7年7月23日（水）17時まで
7. プレゼンテーション・ヒアリングの実施	令和7年7月28日（月） 予定
8. 審査結果の通知	令和7年8月上旬
9. 契約の締結	令和7年8月上旬
10. 業務の開始	令和7年8月上旬

7 参加手続

- (1) 実施要領・仕様書等の配布

① 配布期間

令和7年6月30日（月）から7月15日（火）まで

② 配布方法

津野町ホームページに掲載するほか、津野町総務課において配布する。

- (2) 質問の受付及び回答

① 実施要領等に係る質問

電子メールにて、「質問書（様式1）」を提出し、必ず電話により受信確認を行うこととする。

② 提出先

前記5「担当部署」

③ 提出期限

令和 7 年 7 月 1 4 日（月） 1 7 時まで

④ 回答方法

令和 7 年 7 月 1 6 日（水）までに津野町ホームページに掲載する。

なお、提案書の記載内容の審査基準に関する質問、他の質問申込者からの提案書提出状況に関する質問、積算に関する質問、提出期限を過ぎた質問等は公平性の確保及び公正な選考の妨げになる恐れがあるため、いかなる理由があっても回答しない。

（3） 参加申込書の提出

① 提出書類

ア 参加申込書（様式 2）

イ 同種・類似業務の履行実績（様式 3）

ウ 会社概要が分かる資料（パンフレット等）

② 提出期限

令和 7 年 7 月 1 5 日（火） 1 7 時まで

③ 提出場所

前記 5「担当部署」

④ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は必着）

⑤ 参加資格確認結果

参加申込書の提出者に対し、参加資格審査結果を文書にて通知する。

（4） 提案書等の提出

本プロポーザルの参加者は次により提案書等を提出するものとする。

① 提出書類

ア 提案書（様式自由）

イ 業務実施体制及びスケジュール

ウ 見積書（様式 4）

※消費税及び地方消費税込みの価格とし、仕様書に基づく業務毎の見積内訳書を添付するものとする。

エ 自由提案（本業務をさらに効果的なものとするため、提案限度額の範囲内で追加提案がある場合は記載すること。）

② 提出期限

令和 7 年 7 月 2 3 日（水） 1 7 時まで

③ 提出場所

前記 5「担当部署」

④ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は必着）

⑤ 提出部数

6 部（正本 1 部、副本 5 部）

(5) プレゼンテーション・ヒアリングの実施

提出された提案書等について、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。

① 実施日時・場所（予定）

日時：令和7年7月28日（月） ※開始時間は後日通知

場所：津野町役場本庁舎 会議室5

② 所要時間（予定）

プレゼンテーション：20分以内

質疑応答：10分程度

③ その他

ア プレゼンテーションにおいて「7（4）提案書等の提出」で提出したもの以外の資料の使用は禁止とする。

イ プレゼンテーションの順番については、原則、提案書等を受け付けた順とする。

ウ プロジェクター及びスクリーンは津野町で用意するが、パソコン等の機器は持参すること。

8 審査結果の通知

プロポーザル参加者全員に対し、審査した結果を書面により通知する。

審査結果については、受託候補者として特定した者の名称及び点数並びに参加した事業者の点数（事業者名は非公表）を津野町ホームページで公表する。なお、評価結果の詳細は、非公表とする。

9 契約に関する事項

本業務の受託候補者に選定された者は、仕様調整の協議の上、随意契約を行うものとする。なお、協議が整わない場合、契約締結までに受託候補者が失格となった場合又はその他の理由により契約締結が不可能となった場合は、審査結果の次点者から順次協議を行うものとする。

10 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に係る全ての費用は、プロポーザル参加者の負担とする。
- (2) 提出期限以降における提出書類（企画提案書等）の修正及び変更は、認めないものとする。ただし、やむを得ない理由により、修正又は変更が生じた場合で、津野町が承諾したときは、この限りではない。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、津野町競争入札参加資格者指名停止基準に基づき、指名停止措置を行うものとする。
- (4) 提出書類の返却は行わないものとする。
- (5) 提出された企画提案書等は、津野町情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することとなる。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上

の地位その他正当に利益を害すると認められる情報は、同条例第7条の規定により非開示となる。